

△社民党・大衆党に對する党内提唱委員任命

委員 安島・中野 梅野・山崎浩平

山崎(副) 中野・永年 福村・宮向・高橋 毅夫

△党組織改革・党員整理・党則改正の三條一括し

こ上提 (田部 典一)

中々執行委員の会を申す委員の会に 若くは執行委員

不足・中々執行委員の会とす (中野) (議案三六頁参考)

党費二回(秋田代と冬)の二回集まるに決す (佐々木)

一 内三ノ年(新開代を別細にする)

一 宣言発表の件 (藤野)

起草委員の七名に附託

委員 大山・田部 典一 福村・山崎(副) 中野・相原 希晴

一 労働組合の組織樹立に關する件 (山花 秀雄)

(要約) 総務議会は評議会の申建である。之に反對

する者は非合法の全場である。何小が理解のたむしにか

労働組合に對する法律のストロカンを掲げれば是は全く黄

色紙である及初めると 知れは言つてゐる。

知れは言つて 非合法のやうなものはあつてゐるか。一方

労働組合は前進黨である。 我々は大量の基礎の上

に立つ。知つては合法に主張しては行かない。 南正の

過程に於ては如何なる方向に向ふか。自由である。

金プロロシヤが要求してゐる特色は労働組合のやう

に非合法とする(田部 典一) 代つて説明。

(要約) 労働組合は労働隊としての必要とする目的と

労働者の利益の保障。 全協、 案二は、大量の